



番外編

よくある! 青少年の消費生活トラブル /

他にもこんなトラブルが



社会には様々な悪質商法が存在します。それらの手口を知って、自分や家族を守りましょう。

マルチ商法

商品を買って会員になり、その商品を販売（はんばい）しながら、他の人を入会させ、販売組織を拡大させていく商法です。加入した人は他の人を勧誘（かんゆう）し加入させることで、紹介料（しょうかいりょう）をもらえたり、自分が勧誘した人の売上の一部をもらえたりする仕組みになっています。強引な勧誘により友達との関係がギクシャクする、売れない商品をかかえてしまうなどの問題が発生しています。



送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を一方的に請求（せいきゅう）する商法です。電話で商品をすすめられた際に断ったにも関わらず、商品が送りつけられたという事例も見られます。



さいみん

催眠商法

街で食料品や日用品を「タダであげる」などと呼び止めて会場へ連れこみ、買わないと損をするような一種の催眠状態にして高額な商品を買わせます。



かんぶ せん さぎ

還付金詐欺

自治体や社会保険事務所の職員などと名乗る電話があり「お金を返す」と説明しながら被害者（ひがいしゃ）をATMへ誘導（ゆうどう）。還付金を受け取る手続とだまして、加害者の口座へ入金させる「振り込め詐欺」（ぶりこめさぎ）の1種です。



点検商法

床下（ゆかした）や屋根などを無料で点検するなどといって家庭を訪問し、「このままでは大変なことになる」と消費者の不安をあおって、内容の割に高額な工事や必要のない工事の契約（けいやく）を結ばせる手口です。



悪質商法はだれもが被害者となるおそれがあります。自分自身がトラブルに巻きこまれないように気をつけることはもちろん、家族や友達にも注意をうながしましょう。

